保育施設における職員・園児に新型コロナウイルス感染症陽性者が出た場合の対応

（対応フロー図）

【保護者・職員対応】　園児・職員の陽性判明

↓

【保護者・職員対応】　園児の保護者・職員本人が園へ陽性を報告

↓（【園対応】発症日聞きとり・本人同意）

※保護者又は職員本人に対して、陽性者が発生したこと・休園等を行うこと等を、他の保護者等にお知らせする同意を得る。

【園対応】　園が久留米市へ報告

↓

【園対応】

①　陽性判明が報告された当日は、全面休園(早めのお迎えの依頼)とする。

②　園が、別紙チェック表に基づき、園児・職員のうち「濃厚接触者」に該当する可能性がある者を判断し、「濃厚接触者に該当する可能性のある方」リスト(以下「リスト」という。)を作成する。作成後、子ども保育課に電子メールで送信するとともに、電話連絡を行う。

③　作成したリストをもとに園は久留米市と協議し、「濃厚接触者に該当する可能性のある方」と判断した園児の保護者・職員に対し、自宅待機を依頼する。（※１⇒２）

※１　当日１８時までに濃厚接触者リストを作成できない場合、翌日は全面休園とする。

※２　休園の間に、②・③の作業を実施。自宅待機以外の園児については保育を再開。

自宅待機期間

○　園児･･･陽性者と最終接触をした日を０日として７日目まで。

○　職員･･･園児同様に７日間自宅待機だが、最終接触をした日を０日として、４・５日目に抗原定性検査（簡易キット）で陰性を確認できれば、その日から業務に従事できる。(費用は各施設負担)

④　自宅待機以外の園児については保育を継続

※　勤務可能な職員の数によっては、保護者に登園自粛を求める。(保育料の返還対象とする。)

↓

【保護者・職員対応】「濃厚接触者に該当する可能性がある方」と判断された園児・職員とその同居家族で検査を希望する場合

症状あり ↓

近医もしくは下記サイトで受診できる医療機関を確認し、電話で医療機関に確認の上、受診し検査
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jushin.html

症状がなく、感染に不安がある ↓

陽性者と最後に接触した日から７日間自宅待機し、健康観察(検温等)を行うことを基本とする。

※　**「濃厚接触者に該当する可能性がある方」と判断された園児・職員の同居家族の出勤や検査については、勤務先の方針に従う。**